

山梨県公報

第千三百一十号

平成十四年

七月四日

木曜日

目次

告示

- 道路の供用開始……………三四七
- 県代行公共下水道設置工事の完了……………三四七
- 建築基準法に基づく道路位置指定(三件)……………三四七

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三四八
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………三四八
- 職業訓練指導員試験の実施……………三四九
- 国土調査の指定……………三五一
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三五二

教育委員会

山梨県指定有形文化財及び山梨県指定史跡の指定……………三五二

山梨県指定史跡の指定地域の変更……………三五二

公安委員会

遊技機の型式の検定……………三五三

正誤

平成十四年三月二十九日付け号外第二十号中……………三五四

告示

山梨県告示第二百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年七月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年七月四日

山梨県知事

天野

建

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の日
県道	都留道志線	都留市上谷字金山一三三一番の二地先から都留市小野字カジヤ坂三〇八番の三地先まで	二六二・〇	平成十四年七月十六日

山梨県告示第二百七十九号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十五条の規定により、市町村に代わつて県が設置を行った公共下水道の名称、工事の区域又は区間、工事の内容及び工事の完了の日を次のとおり告示する。

平成十四年七月四日

山梨県知事

天野

建

- 公共下水道の名称
中富町特定環境保全公共下水道
- 工事の区域又は区間
中富町飯富地区、伊沼地区、八日市場地区、切石地区、寺沢地区、手打沢地区及び西島地区
- 工事の内容
公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置(汚泥処理施設を除く。)
- 工事の完了の日
平成十四年六月二十四日

山梨県告示第二百八十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年七月四日

山梨県知事

天野

建

- 道路の位置
山梨市上神内川字幸ノ神八四二番二六、八四三番三、八四三番四、八四三番五
- 道路の幅員
最大 四・〇六メートル 最小 四・〇四メートル
- 道路の延長

三十四・八八メートル

山梨県告示第二百八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年七月四日

山梨県知事 天 野 建

一 道路の位置

北巨摩郡双葉町竜地字沖田二二五一番六三

二 道路の幅員

四・六二メートル

三 道路の延長

三十・二五メートル

山梨県告示第二百八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年七月四日

山梨県知事 天 野 建

一 道路の位置

東八代郡石和町唐柏字池田四九五番四

二 道路の幅員

四・七五メートル

三 道路の延長

三十四・九六メートル

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十四年七月四日

山梨県知事 天 野 建

一 申請のあつた年月日 平成十四年六月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 山梨県断酒会

2 代表者の氏名 大勝克己

3 主たる事務所の所在地 甲府市湯村三丁目五百七十一番地の四十七

4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県内の酒害に悩み苦しむ人々と家族、子供など、酒害からの回復と癒しを求める者を支援し、断酒によって明るい人生の建設を目指すとともに、酒害に関する啓発活動を行い、酒害の及ぼす社会悪の防止につとめ、健全な家庭生活を営み、広く社会福祉に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年十一月四日まで縦覧に供する。

平成十四年七月四日

山梨県知事 天 野 建

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
有限会社あさやま 代表取締役 桑原孝正	富士吉田市大明見四千五百三十一番地
株式会社コメリ 代表取締役 捧 賢一	新潟県新潟市米山四丁目一番二十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 北麓市場

(二) 所在地 南都留郡忍野村忍草字高芳千四百番地三十一

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所

株式会社サンフーズ 代表取締役 桑原孝正	富士吉田市下吉田五千八百四十五番地
株式会社コメリ 代表取締役 捧賢一	新潟県新潟市米山四丁目一番二十八号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成十五年一月三十一日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千九百十平方メートル
- 三 届出年月日
平成十四年五月三十日

職業訓練指導員試験の実施
職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。
平成十四年七月四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 試験を実施する職種及び試験科目
1 次の職種について学科試験を行う。
機械科、電子科、洋裁科、和裁科及び建築科
- 2 試験の科目は、次のとおりとする。

免許 職種	学 科 試 験 の 科 目				
機械科	<table border="1"> <tr> <td>関 連 学 科</td> <td>指 導 方 法</td> </tr> <tr> <td> <ol style="list-style-type: none"> 一 系基礎学科 1 機械工学（機械要素、機構と運動） 2 材料（材料力学、金属材料、非金属材料、潤滑油及び切削剤） 3 工作法（NC工作法、機械工作法、ジグ、工具） 4 測定法（測定及び試験機器、測定法、形状測定、材料試験） 5 安全衛生（安全管理、衛生管理） 二 専攻学科 1 加工法（切削加工法、研削加工法、金型工作法、精密加工法） </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 一 職業訓練原理 二 教科指導 三 訓練生の心理 四 生活指導 五 職業訓練関係法規 </td> </tr> </table>	関 連 学 科	指 導 方 法	<ol style="list-style-type: none"> 一 系基礎学科 1 機械工学（機械要素、機構と運動） 2 材料（材料力学、金属材料、非金属材料、潤滑油及び切削剤） 3 工作法（NC工作法、機械工作法、ジグ、工具） 4 測定法（測定及び試験機器、測定法、形状測定、材料試験） 5 安全衛生（安全管理、衛生管理） 二 専攻学科 1 加工法（切削加工法、研削加工法、金型工作法、精密加工法） 	<ol style="list-style-type: none"> 一 職業訓練原理 二 教科指導 三 訓練生の心理 四 生活指導 五 職業訓練関係法規
関 連 学 科	指 導 方 法				
<ol style="list-style-type: none"> 一 系基礎学科 1 機械工学（機械要素、機構と運動） 2 材料（材料力学、金属材料、非金属材料、潤滑油及び切削剤） 3 工作法（NC工作法、機械工作法、ジグ、工具） 4 測定法（測定及び試験機器、測定法、形状測定、材料試験） 5 安全衛生（安全管理、衛生管理） 二 専攻学科 1 加工法（切削加工法、研削加工法、金型工作法、精密加工法） 	<ol style="list-style-type: none"> 一 職業訓練原理 二 教科指導 三 訓練生の心理 四 生活指導 五 職業訓練関係法規 				

2 機械製図（機械製図法、機械設計法、テクニカルイラストレーション）

電子科	洋裁科	和裁科	建築科
<ol style="list-style-type: none"> 一 系基礎学科 1 電気理論（電気磁気学、直流及び交流理論） 2 電子工学（デジタル回路、アナログ回路、半導体工学測定法） 3 電気及び電子機器（電気機器、電子機器） 4 材料（電気材料、電子部品） 5 安全衛生（安全管理、衛生管理） 二 専攻学科 1 通信工学（情報理論、通信システム方式、伝送工学及び通信処理） 2 機器設備（端末設備、伝送交換設備、ネットワーク） 3 制御工学（制御理論、数値制御、コンピュータ制御） 4 工作法（電子機器の組立て、修理及び調整法） 	<ol style="list-style-type: none"> 一 系基礎学科 1 被服学（被服史、被服論、縫製） 2 デザイン（色彩、造形、デザイン画、製図） 3 安全衛生（安全管理、衛生管理） 二 専攻学科 1 被服科学（被服管理、被服衛生、被服用材料） 2 被服デザイン（服飾心理、商品企画、着装画、色彩法及びスタイル画） 3 縫製知識（採寸法、裁断法、縫製法及び服飾手芸） 	<ol style="list-style-type: none"> 一 系基礎学科 1 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り） 2 縫製法（縫製法、縫製用材料） 3 安全衛生（安全管理、衛生管理） 二 専攻学科 1 和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法） 2 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学） 	<ol style="list-style-type: none"> 一 系基礎学科 1 建築工学（構造力学、建築構造、建築施工、測量、建築製図、関係法規） 2 安全衛生（安全管理、衛生管理） 二 専攻学科

1 建築設計(建築設計、設備設計、建築計画)
2 施工法(建築施工法、建築工事、規く術、木材工作法、仕様及び積算)
3 材料(建築用材料)

- 3 前記以外の職種についても、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者一級又は単一等級の技能検定に合格した者及び他法令による資格取得者)に対して、指導方法のみの試験を行う。
- 二 受験資格
 - 1 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
 - 一 職業能力開発促進法第六十二条第一項の規定による技能検定に合格した者
 - 二 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者
 - 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 - 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 三 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
- 三 試験の免除
 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。

全職種共通	免除を受けることができる者	免除の範囲
免除職種に限り、一級技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科	
免除職種に限り、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部	
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科(当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)	
免除職種に限り、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部	
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法		

ち指導方法に合格した者	免除職種に限り、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)	学科試験のうち関連学科の系基礎学科
免除職種に限り、応用課程の高度職業訓練を修了した者	免除職種に限り、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第十一の三に掲げる免許職種の欄に掲げる者	省令別表第十一の三の免許職種に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる試験

四 試験の日時及び場所

- 1 日時 平成十四年九月六日(金) 午前九時
- 2 場所 塩山市上於曾千三百八番地 山梨県立産業技術短期大学校

五 受験手続

- 1 受験申請書類
 職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書、身分証明書、写真二枚(ライカ判とし、申請前六月以内に撮影した正面脱帽の写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票(控)にはり付けること。)及び受験資格を有することを証明する書類
- 2 試験の免除申請
 試験の免除を受けようとする者は、三に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。
- 3 申請書類の提出先
 塩山市上於曾千三百八番地 山梨県立産業技術短期大学校(郵送により受験申請

をする場合は、必ず書留郵便とする。）

4 申請書類の提出期間

平成十四年七月一日（月）から同月十九日（金）まで（県の休日を除く。）。ただし、郵送の場合は、平成十四年七月十九日までの消印のあるものを有効とする。

5 受験手数料

三千百円（職業訓練指導員試験申請書に、三千百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

受験手数料は、申請を取り消し、又は受験をしなかった場合でも、還付しない。

6 受験票の交付

受験申請を受け付けた後、その内容を審査の上受験資格を有すると認められる者に受験票を交付する。

六 合格発表

平成十四年十月四日（金）に合格者氏名を山梨県立産業技術短期大学校本部講義棟玄関前に掲示するとともに本人あて通知する。

七 その他

1 職業訓練指導員試験受験申請書用紙は、山梨県立産業技術短期大学校において交付する。なお、申請書用紙の請求又は受験についての問い合わせを郵便でする場合は、封筒の表に「受験申請書請求」又は「受験についての問い合わせ」と明記し、

百四十円切手をはり付け、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

2 各職種において、受験申請者の数が著しく多くなったときは、受験申請締切日前であっても申請の受付を打ち切ることがある。

3 受験に対する注意事項（集合時間、携帯品等）は、後日受験票をもって通知する。

4 試験についての不明な点は、山梨県立産業技術短期大学校（塩山市上於曾千三百八番地（電話〇五五三 三三一 五二〇二））に問い合わせること。

国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

平成十四年七月四日

山梨県知事 天 野 建

一 国土調査の指定年月日

平成十四年六月十四日

二 調査を行う者の名称

市川大門町及び身延町

三 調査地域

西八代郡市川大門町大字印沢及び黒沢の一部並びに南巨摩郡身延町大字下山字川除下の全域

四 調査期間

平成十四年七月四日から平成十五年三月三十一日まで

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十四年七月四日

山梨県知事 天 野 建

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡敷島町中下条字不動ノ木一六四一の四、一六四一の五、一六四一の六、一六四一の七、一六四一の八、一六四一の九、一六四一の一〇、一六四一の一、一六四一の五及び一六四一の六

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水道 道路 ごみ置場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び敷島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢四丁目二十二番一号 西甲府住宅株式会社 代表取締役 戸田克己

教育委員会

山梨県教育委員会告示第三号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項及び第三十条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財及び山梨県指定史跡として指定する。

平成十四年七月四日

山梨県教育委員会

日山梨県 教育委員 会告示第 四号	大無垢理二、八九四 二 番地三五方メートル (解除)	字中林三六 六二番地 ほか三筆	六二番地ほか 一筆五一平方 メートル 北巨摩郡双葉町 下今井字大無垢 理二、八七八 二番地ほか一筆 二五三平方メ ートル
----------------------------	----------------------------------	-----------------------	--

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年七月三日までとする。
平成十四年七月四日

山梨県公安委員会
委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	検定番号
マルホン工業株式会社 代表 取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一七番地	遊技機の種類 及び区分 型式名 製造者 又は輸入者 名	検定番号
マルホン工業株式会社 代表 取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号口(別表第三)種特別電動役物	二二〇二二六
マルホン工業株式会社 代表 取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号口(別表第三)種特別電動役物	二二〇二五八

マルホン工業株式会社 代表 取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)種特別電動役物	スライパー フライン の伝説	マルホン 工業株式 会社	二二〇三〇五
---	-----------------------------------	----------------------	--------------------	--------

マルホン工業株式会社 代表 取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)種特別電動役物	CRスライ パー 逆転V	マルホン 工業株式 会社	二二〇三〇九
---	-----------------------------------	--------------------	--------------------	--------

ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目一 二番一三号佐藤ビル二階	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第五)種特別電動役物	R デジベル	ベルコ株 式会社	二四〇〇九七
---	----------------------------------	--------	-------------	--------

ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目一 二番一三号佐藤ビル二階	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第五)種特別電動役物	R デジナ	ベルコ株 式会社	二四〇一四五
---	----------------------------------	-------	-------------	--------

株式会社エレコ 代表取締役 福田貞夫 東京都江東区有明三丁目一番 地二五	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第五)種特別電動役物	タール ジマ	株式会 社	二四〇二二二
---	----------------------------------	-----------	----------	--------

株式会社エレコ 代表取締役 福田貞夫 東京都江東区有明三丁目一番 地二五	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第五)種特別電動役物	ココパ ラ	株式会 社	二四〇一九二
---	----------------------------------	----------	----------	--------

株式会社オリンピア 代表取 締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一 番七号	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第五)種特別電動役物	ウクジ ソ	株式会 社	二四〇一七五
--	----------------------------------	----------	----------	--------

株式会社デオ 代表取締役 谷澤鏡次	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第五)種特別電動役物	スロッ タ	株式会 社	一四〇五七三
----------------------	----------------------------------	----------	----------	--------

東京都豊島区東池袋二丁目二三番一五	株式会社ロデオ 代表取締役 谷澤鏡次 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一五	五) 回胴式遊技機規則第六条第二号(別表第五)	ギンギン マル	株式会社ロデオ	二四〇二二七
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	機 ぱちんこ遊技規則第六条第一号イ(別表第二) 動 第一種特別電 物	CRクリ スタリア	マルホン工業株式会社	二〇〇二九一
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	機 ぱちんこ遊技規則第六条第一号イ(別表第二) 動 第一種特別電 物	CRクリ スタリア 夢幻王国	マルホン工業株式会社	二〇〇三三八
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	機 ぱちんこ遊技規則第六条第一号ロ(別表第三) 動 第三種特別電 物	CRぶつ とびハリ ケー ン大 警報	マルホン工業株式会社	二二〇三四二
株式会社ミズホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一番地二五	株式会社ミズホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一番地二五	機 ぱちんこ遊技規則第六条第一号イ(別表第二) 動 第一種特別電 物	CRもの のけやし きX	株式会社ミズホ	二〇〇二四四

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十四年三月二十九日山梨県規則第十九号(山梨県栄養士法施行細則の一部を改正する規則)

一七
第一号様式の申
請年月日中
平成 年 月 日
年 月 日